

# 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令案 に対する意見の募集（パブリックコメント）について

「瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令案の概要」について、広く国民の皆様からの御意見を募集するため、令和2年6月17日（水）から令和2年7月17日（金）までパブリックコメントを実施します。

## 1. 背景

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）に基づく特定施設の設置等の許可手続において、事業者は特定施設の設置等が周辺環境に及ぼす影響について事前評価を行うこととなっています。この事前評価について、瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和48年総理府令第61号、以下「規則」という。）第7条の2に特定施設の構造等の変更許可手続において事前評価等を要しない場合が定められています。

令和2年3月に中央環境審議会において、「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について（答申）」（※）が取りまとめられたことなどを踏まえ、規則第7条の2について、許可手続の合理化のため、所要の改正を行うこととします。

※ <https://www.env.go.jp/press/107935.html>

## 2. 意見募集対象

「瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令案の概要について」

## 3. 募集期間

令和2年6月17日（水）から令和2年7月17日（金）まで  
（郵送の場合は令和2年7月17日（金）必着でお願いします。）

## 4. 提出方法

電子政府の総合窓口 [e-Gov] の意見提出フォームより御提出いただくか、次の意見提出様式に従い電子メール、FAX 又は郵送のいずれかの方法で提出してください。電子メールで提出される場合は、メール本文に記載してテキスト形式で送付してください（添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います。）。

### 【意見提出様式】

[宛先] 環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室 審査係

[件名] 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令案に対する  
意見

[氏名] （企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）  
（在学中の場合は「高校生」「大学生」などと表記）

[職業]

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[FAX 番号]

[電子メールアドレス]

[意見]

- 該当箇所（資料のどの部分についての意見か該当箇所が分かるように明記してください。）
- 意見内容
- 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

※頂いた個人情報につきましては、本件業務のみに利用します。

## 5. 意見提出先

(1) 電子政府の総合窓口[e-Gov]

<https://www.e-gov.go.jp/>

(2) 電子メール、FAX 又は郵送

環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室 審査係 宛て

電子メール：mizu-hesasei@env.go.jp

FAX の場合：03-3501-2717

郵送の場合：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

※ 電子メール又はFAX の場合は件名に、郵送の場合は封筒の表面に、「瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見」と記載してください。

## 6. 資料の入手方法

(1) インターネットによる閲覧

・電子政府の総合窓口[e-Gov]

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室にて配布

(東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館26階)

(3) 郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、120円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（A4版の紙が折らずに入るサイズのもの）を同封の上、「瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集関係資料希望」と封筒表面に明記し、上記「5. 意見提出先」の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受付できませんので、あらかじめ御了承願います。

## 7. 注意事項

- 御意見は、日本語で御提出ください。
- 皆様から頂いた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- 締切日までに到着しなかった場合や御記入漏れ、本要領に即して記入されていない場合には、御意見を無効扱いとすることがあります。
- 電話での御意見は承ることができませんので、あらかじめ御了承ください。
- 御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。
- 御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合又は法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せることがあります。

## 8. 問い合わせ先

環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室 佐藤、富永

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL : 03-5521-8319

FAX : 03-3501-2717

電子メール : [mizu-hesasei@env.go.jp](mailto:mizu-hesasei@env.go.jp)